

# 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 指名停止要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会契約規則（以下「規則」という。）第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づき、指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指名停止 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会入札参加資格者名簿に登録された事業者等（以下「有資格者」という。）が一定の事由に該当する場合において、これを公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）との契約から一定期間排除することをいう。
- (2) 事務総長 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会事務局規定第6条第1項規定する事務総長をいう。
- (3) 調達審査会 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会調達審査会設置要領第1条で規定する調達審査会をいう。

## (指名停止)

- 第3条 有資格者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。
- 2 前項の指名停止が行われたときは、事務総長は当該指名停止に係る有資格者を一般競争入札及び指名競争入札に参加させてはならない。この場合、当該有資格者について、現に競争入札参加資格有と通知し又は指名しているときは、当該通知又は指名を取り消すものとする。
  - 3 第7条の規定により調達審査会の議を経て指名停止を行う場合の始期は、別表各号の規定にかかわらず調達審査会の議を経た日とする。また、指名停止の期間中の有資格者について、別の措置要件に係る指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。

## (下請負人に関する指名停止)

第4条 第3条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該指名停止と同じ措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。ただし、当該下請負人について、情状酌量すべき事由があるときは、当該指名停止の期間を2分の1まで短縮することができるものとする。

## (共同企業体の構成員に関する指名停止)

第5条 共同企業体がある有資格者であるとした場合に別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、同じ措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。ただし、情状酌量すべき事由がある当該共同企業体の有資格者である構成員については、当該指名停止の期間を2分の1まで短縮することができるものとする。

## (指名停止の期間の特例)

第6条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

- 2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、当該指名停止の期間は3年を超えることができない。
  - (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
  - (2) 別表第2第1号又は第2号から第4号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1号又は第2号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。
  - (3) 談合情報が寄せられた場合等で、談合を行っていないとの誓約書をこの法人に提出したにもかかわらず、当該事案で談合を行っていたとして、別表第2第2号(1)又は第3号(1)の措置要件に該当することとなったとき。
- 3 前項に定める場合を除くほか、有資格者について、悪質な事由があるため又は重大な結果を生じさせたため必要ときは、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間を2倍まで延長することができる。ただし、当該指名停止の期間は3年を超えることができない。
- 4 別表第2第2号の措置要件に該当することとなった有資格者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に定める課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合における指名停止の期間は、別表第2第2号に定める期間の2分の1とする。
- 5 前項に定める場合を除くほか、有資格者について情状酌量すべき事由があるときは、別表各号並びに第1項及び第2項の規定による指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。
- 6 別表第2第2号(2)、第3号(2)に該当するとして指名停止の期間中の有資格者について、指名停止の原因となった事案について新たな事実が明らかとなり、それぞれ別表第2第2号(1)、第3号(1)の措置要件に該当することとなったときは、指名停止の期間を当該措置要件に規定する期間に変更する。この場合において、当初措置した指名停止の期間が満了しているときは、変更後の指名停止の期間から既に措置した指名停止の期間を控除した期間をもって再度の指名停止を行う。
- 7 前項の規定に基づき、指名停止の期間の変更又は再度の指名停止を行う場合において、第2項から第5項までの規定に基づき指名停止の延長又は短縮を行う必要があるときは、前項の規定による指名停止の期間の変更又は再度の指名停止を行った後、第2項から第5項までの規定を適用する。
- 8 第6項に定める場合を除くほか、指名停止の期間中の有資格者について、悪質な事由又は情状酌量すべき事由が明らかとなったときは、指名停止の期間を2倍又は2分の1まで変更することができる。ただし、当該指名停止の期間は3年を超えることができない。
- 9 指名停止の期間中の有資格者について、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、それ以降の当該有資格者についての指名停止を解除するものとする。
- 10 指名停止の期間中の有資格者について、災害その他の事由により、やむを得ず指名する必要があるときは、当該有資格者について指名停止を一時解除することができる。

#### (調達審査会)

- 第7条 第3条第1項、第4条又は第5条の規定により指名停止を行う場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、調達審査会の議を経なければならない。第6条第8項の規定により指名停止の期間を変更するときも、また同様とする。
- (1) 第4条ただし書き又は第5条ただし書きの規定を適用するとき。
  - (2) 第6条第3項又は第5項の規定を適用するとき。
  - (3) 措置要件が別表第1第9号又は別表第2第7号に該当するとき。

#### (指名停止の通知)

第8条 第3条第1項、第4条又は第5条の規定により指名停止を行い、第6条第6項若しくは第8項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第6条第9項若しくは第10項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し、指名停止通知書(第1号様式)、指名停止変更通知書(第2号様式)又は指名停止解除通知書(第3号様式)によりその旨を通知するものとする。なお、指名停止を行うときは、通知においてその理由を明らかにするものとする。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者から改善措置の報告を求めることができる。

#### (随意契約の相手方の制限)

第9条 事務総長は、指名停止の期間中の有資格者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合において、調達審査会の議を経たときはこの限りでない。

#### (下請負等の不承認)

第10条 事務総長は、指名停止の期間中の有資格者がその所管に係る契約について下請負し、又は受任することを承認しないものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合において、調達審査会の議を経たときはこの限りでない。

#### (指名停止等の公表)

第11条 第3条第1項、第4条又は第5条の規定により、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格者の商号又は名称等について公表するものとする。第6条第6項及び第8項から第10項までの規定により、指名停止について期間を変更し又は解除したときも、また同様とする。

#### (その他)

第12条 指名停止に関する事務は、調達課契約グループにおいて処理する。

2 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務総長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年11月15日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
1 虚偽記載 この法人との契約に係る文書等に虚偽の記載又は記録をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 3か月
2 過失による粗雑履行 この法人との契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該事実又は行為を知った日から 3か月
3 契約違反 第2号に掲げる場合のほか、この法人との契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 3か月
4 公衆損害事故 この法人との契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (1) 死亡者を出し、又は火災等により重大な損害を与えたとき。  (2) 負傷者を出し、又は(1)に至らない損害を与えたとき。	当該事実又は行為を知った日から  3か月  1か月
5 契約関係者事故 この法人との契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を出したとき。  (2) 負傷者を出したとき。	当該事実又は行為を知った日から  1か月  2週間
6 落札決定後の契約辞退 この法人との契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき。	当該事実又は行為を知った日から 3か月
7 賃金又は下請代金等の未払い この法人との契約に係る賃金又は下請代金等の未払いについて、支払うことを内容とする判決等が確定し、なおそれに従わないとき。	当該事実又は行為を知った日から 支払いの完了が確認できるまで
8 この法人との契約以外の業務（以下「一般業務」という。）における事故 一般業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、若しくは損害を与え、又は業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、その事実が重大であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 1か月
9 その他 この法人との契約において、前各号に準ずる行為等により、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該事実又は行為を知った日から 前各号に準じて定める期間

別表第2 贈賄、不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 贈賄</p> <p>(1) この法人役職員に対する贈賄 有資格者である個人若しくは法人又は有資格者である法人の役員、支店若しくは営業所を代表する者若しくはその使用人（以下「有資格者等」という。）が、この法人の役職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) この法人役職員を除く公共機関の職員に対する贈賄 有資格者等が、この法人役職員を除く公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア イ以外の有資格者等  イ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から  2 4 か月</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から  4 か月</p> <p>3 か月</p>
<p>2 独占禁止法違反行為</p> <p>有資格者等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号若しくは第19条に違反し、排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで告発されたとき。</p> <p>(1) この法人との契約に関するもの  (2) (1) 以外のもの</p>	<p>当該事実を知った日から ( )内は逮捕又は告発の場合</p> <p>1 0 か月 ( 1 2 か月)</p> <p>6 か月 ( 8 か月)</p>
<p>3 談合</p> <p>有資格者等が、刑法（談合又は公契約関係競売等妨害）又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) この法人との契約に関するもの  (2) (1) 以外のもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 2 か月</p> <p>8 か月</p>
<p>4 あっせん利得処罰法違反行為</p> <p>有資格者等が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) この法人との契約に関するもの  (2) (1) 以外のもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 2 か月</p> <p>3 か月</p>

措 置 要 件	期 間
<p>5 建設業法その他業務関連法令違反行為</p> <p>(1) 有資格者等が、建設業法その他業務関連法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア この法人との契約に関するもの</p> <p>イ ア以外のもの（別表第1第8号に該当する場合を除く）</p> <p>(2) 建設業法その他業務関連法令に違反し国土交通省地方整備局長又は都道府県知事等の監督官庁から行政処分を受けたとき。</p> <p>ア この法人との契約に関するもの</p> <p>イ ア以外のもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>8か月</p> <p>2か月</p> <p>行政処分を知った日から</p> <p>4か月</p> <p>1か月</p>
<p>6 その他の業務に係る違法行為</p> <p>有資格者等が、業務に関し、刑法違反（公文書偽造、私文書偽造、詐欺、背任、偽計業務妨害）、商法違反、税法違反、補助金適正化法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア この法人との契約に関するもの</p> <p>イ ア以外のもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>8か月</p> <p>2か月</p>
<p>7 不正又は不誠実な行為</p> <p>前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から</p> <p>前各号に準じて定める期間</p>